

八尾市発達障がい児支援センター事業 募集要項
社会福祉法人 ポポロの会
発達障がい児支援センター ステラ

本事業は、八尾市からの委託を受け、個別の療育支援プログラムに沿って実施する「児童発達支援事業」です。

自閉症スペクトラムと判定された発達障がいの未就学児、およびその保護者を対象に、障がいの特性に合わせた療育と保護者に対する研修等を実施します。

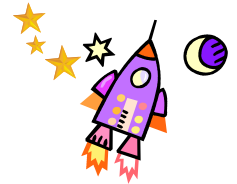
1. 募集内容

- 対象 : 就学前のお子様およびその保護者 定員30名
- 療育場所 : 大阪府八尾市高美町5丁目6-23
放課後等デイサービス「タクト」
- 回数 : 年間20回(月2回程度) *年3回の個別面談を含む
- 療育時間 : 1回1時間程度
- 時間帯 : 9時30分～12時00分
- 曜日 : 月曜日～金曜日

*療育の曜日・時間帯は変更する場合があります。

*療育場所は当法人の別事業所(桂町)になる場合があります。

*療育を受けている保護者の方全員を対象に、定期的に保護者会を設定しています(参加必須)。



2. 申し込み資格

- ① 八尾市に在住し、自閉症スペクトラム(自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群等)の診断や認定を受けているお子さま
 - ② 保護者同伴で1年間継続して通所が可能で、保護者会等に参加できる方
- * 児童発達支援事業を利用するための「障害福祉サービス受給者証」をお持ちでない方は、利用決定後、市役所(障がい福祉課)に申請の手続きをしていただきます。
 - * 通園施設(八尾しょうとく園)に在籍の方は、同日中のご利用はできません。
 - * ステラ以外の児童発達支援事業と併用してサービスを利用することは可能ですが、同日中に2か所の事業所を利用することはできません。

3. 利用料金

1回 1,200円程度。

* 児童発達支援において国が定める利用料を請求させていただきます(1割負担ですが、負担月額には世帯の収入に応じた上限額が設けられています。)非課税世帯は0円。

* プログラム内容によっては、別途費用が必要となる場合があります。

4. 保護者説明会について

療育を希望される保護者の方を対象に、説明会を2回実施しています(毎年1月～2月頃)。
「療育利用申込書」は説明会でのみの配布となりますので、療育を希望される方は、必ず
どちらかの日にご参加ください(お申し込みが必要です)

* 参加できない事情のある方は、お電話にてご相談ください。

* 保護者説明会の申し込みについての詳細は、「ポポロの会」のホームページをご覧ください。
HPアドレス: <http://www.popolo.or.jp/>

5. 療育の申し込み方法について

説明会にて配布した「療育利用申込書」に必要事項を記入し、郵送または持参にてお申し込みください。

※電話、FAX、メールでの申し込みは受け付けておりません。

6. 利用決定通知

選考の後、結果を申込者全員に封書でお知らせいたします。(毎年2月上旬～中旬頃)

* その後送付する書類にて、発達検査日・面談日をお伝えします。

* 利用契約については発達検査後の面談のときに行います。

7. お問い合わせ

社会福祉法人ポポロの会 事務局

TEL:072-940-3321 FAX:072-940-3322

担当:中西、高橋、畑下